

(行財政局)

受理番号	3663	受理年月日	令和7年8月28日
件名	公共施設内における労働組合加入及び政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正		
要旨	自治労や自治労連等の労働組合（職員団体）への加入について、職場内における空気や、先輩職員から無言の働き掛けなどにより、加入して当然との認識が根付いている例が見受けられる。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていないとの懸念がある。 自治労、自治労連は合わせて全国平均70パーセント以上の高い加入率（2023年時点）を維持しており、京都市では自治労3,716人、全労連・自治労連1,753人が加入しているとの調査（厚生労働省、2023年）がある。加入後は、給与の約2パーセント（平均月額4,000～6,000円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20年在籍すれば約120万円にも及ぶ計算となる。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきである。 しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されている。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、一度入ると抜けるににくいとして継続の余儀なくされているとの声も少なくない。自治体によっては、脱退を申し出たことでも職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されている。 加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースである。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包している。 次に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題について、庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、議員からの働き掛けが断りづらい、断れば業務上の不利益を被るのではないかといった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状がある。 実際、全国33自治体で調査が実施されたが、平均して57パーセントの管理職が心理的圧力を感じたと回答した。例えば、令和6年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の79パーセントが心理的圧力を感じたと回答している。 さらに、現在購読中の職員においても、購読をやめたいが、断りにくく続けたいとの声がある。山形市調査（令和7年）では、心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人がやめたい、やめた、断りづらいと回答し、勉強になるから続けるは僅か一人だけであった。自由意志による購読という建前とは裏腹に、実際は意に反した購読が庁舎内で放置されているのである。 実際にこれら問題に対応するため、85もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択された。 特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑で度々指摘されている。これによって、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている。実態は、上記の労働組合問題と本質的に共通する課題である。 このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低下させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性がある。令和2年6月減させ、さらには行政の健全性・中立性を損なう危険性がある。令和2年6月減にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっている。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されている。貴自治体においても確かな対応が求められる。 本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また、業務上、不当な心理的圧力から保護されるよう求めるものである。同時に住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという極めて建設的な提案であると確信している。 ついで、以下のことを願う。 1 自治労、自治労連等の労働組合（職員団体）の加入・継続に当たり、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また、加入時に十分な説明を受けたかを職員に寄り添って調査・確認すること。 2 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また、勧誘時に心理的圧力が生じていないかを職員に寄り添って調査・確認すること。 3 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講ずること。		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		